

バス利用拡大支援PR業務委託仕様書

1 業務の目的

人口減少等によって利用者数が減少する路線バスを将来にわたって維持するため、生活の様々な場面で適度にマイカー利用からの転換を促すなどの動画を制作・放映することにより意識啓発を図り、県民のバス利用を促進することを目的とする。

2 業務の名称

バス利用拡大支援PR業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日まで

4 業務内容

以下により動画の制作及び放映を行うもの。

(1) 広報ターゲット

全世代の県内在住者（主にマイカー利用者）

(2) 放映媒体・方法

テレビCMやSNSなどを組み合わせて多角的に動画を放映すること。

(3) 動画内容

- ・ 普段バスを利用しない県民もバスを利用したくなるよう、具体的にバスを活用できるシチュエーションを交えるなど、関心を引く内容とすること。
- ・ 動画において、宮崎県知事からの呼びかけを入れること。または、動画に知事が出演する形をとること。
- ・ 放映媒体に応じて動画を制作すること。
（案による）。

(4) スケジュール

打合せ：令和8年1月

動画放映：令和8年2月下旬～3月中旬頃

成果品納入：令和8年3月25日

※ 詳細なスケジュールは別途協議し決定。

(5) 事業全体の運営・管理等

- ・ 県と連絡を密にし、十分に協議の上、作業を進めること。
- ・ 事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- ・ 事業の進捗状況等について、隨時打合せ及び報告を行うこと。
- ・ 県がその他実績等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。
- ・ 委託事業の実施にあたり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。

5 成果品等の納入

本業務の完了後、速やかに以下を作成し県に提出すること。

(1) 業務完了報告書（収支決算書類を含む）1部

(2) 作成した動画データを保存したCD-R

6 その他

- (1) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 費用対効果、法令遵守等に配慮すること。
- (3) この業務に関する成果物の権利の一切は、すべて県に帰属するものとする。
- (4) この業務に関する成果物は、県が指定する様式の電子データで提出すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、別途協議すること。